

# 議決権行使ガイドライン

## 1. 総則

- (1) 議決権の行使にあたっては、当行と政策投資先双方の中長期的な企業価値の維持・向上など、総合的な観点から賛否を判断する。
- (2) 政策投資先の企業価値ならびに当行の経済的利益への影響が大きい場合、政策投資先にコンプライアンス上の問題がある場合等には、必要に応じ政策投資先へのヒアリング等を行ったうえで、慎重に判断を行う。

### ※具体的な議案の例

- 不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等における取締役・監査役選任議案、退職慰労金贈呈議案
- 財務の健全性が著しく毀損する懸念のある剰余金処分議案
- 買収防衛策議案
- 組織再編議案 等

## 2. 細則

- (1) 取締役選任議案
  - ・企業価値向上の観点から、適切な判断が行える候補者か。
  - ・経歴等を踏まえ、コンプライアンス上の問題等はないか。
- (2) 役員報酬議案
  - ・企業業績や利益配分とのバランス、役員へのインセンティブ等の要素に鑑み、社会通念に照らして逸脱したものでないか。
  - ・制度設計も含め、コンプライアンス上の問題等がないか。
- (3) 剰余金処分議案
  - ・株主を尊重した利益還元が財務状況等に照らして適切に行われ、中長期的な企業価値の維持にも問題ないか。
  - ・中長期的な企業価値の維持を図る上で、短期的な利益追求に傾斜したものとなっていないか。
- (4) 定款変更議案
  - ・定款は業務運営上の基本的事項を定めるものであることを踏まえ、当該定款変更が業務運営において必要不可欠と考えられるか。
  - ・柔軟な業務運営の観点で、不要な個別具体的事項の細則が定められていないか。当該定款変更が、却って機動的な事業運営の障りとなる可能性はないか。
- (5) その他の議案
  - ・総則のとおり、中長期的な企業価値の維持・向上に繋がるか。